

青森県報

第二百三十三号

令和二年
十一月十三日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- 農業振興地域の指定……………(構造政策課) ……二
- 農業振興地域の指定の一部改正……………(同) ……二
- 農業振興地域の指定の廃止……………(同) ……二
- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……三
- 選挙管理委員会……………(事務局) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(同) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四
- 令和二年十月三十日定例告示中……………(道路課) ……四

告

示

青森県告示第八百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
ハッピー調剤薬局三沢岡三沢店	三沢市下久保一丁目一の三	令和二年十一月十三日

青森県告示第八百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
サン薬局	十和田市東三番町四の四	令和二年十一月十三日

青森県告示第八百十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担

当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
メガ調剤薬局神田店 ハッピー調剤薬局三沢岡三 沢店	弘前市大字神田三丁目二の八 三沢市下久保二丁目一の三	令和 二・九・二 二・二・一

青森県告示第八百一十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び西北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

地域名	区 域
中泊地域	<p>中泊町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域</p> <p>1 大字豊島字川袋、大字田茂木字若緑並びに大字小泊字冬部、字福尻、字寺屋敷、字阿曾内、字姥島、字土標及び字袋内の区域</p> <p>2 大字富野字千歳、大字芦野字堤の袖、大字田茂木字若宮並びに大字小泊字長坂、字折戸、字小泊、字砂山、字水澗、字大山長根、字嗽沢、字割長根、字折腰内、字下前及び字尾崎道の区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域</p> <p>3 国有林野（ただし、大字尾別山字尾別山国有林237林班二小</p>

班（次の図面の緑色で着色した部分に該当する区域に限る。）
、大字薄市字薄市山国有林328林班イ小班、大字大導寺字袴腰山国有林219林班ロ小班（次の図面の緑色で着色した部分に該当する区域に限る。）並びに大字小泊字南小泊山国有林580林班ハ小班、581林班ホ小班及び594林班ト小班的区域を除く。）

（「次の図面」は、省略する。）

青森県告示第八百一十二号

昭和四十六年十二月二十五日青森県告示第九十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

表の4中里地域の項を次のように改める。

4 削除

青森県告示第八百一十三号

昭和五十七年一月十二日青森県告示第二十四号（農業振興地域の指定）は、廃止する。

令和二年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和二年十一月十三日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和二年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
林 久利	青森市		青森市浪岡大字女鹿沢字西富田一七〇
間山 一矢	青森市		青森市大字細越字常盤三二七のうちほか二筆
十和田アグリ株式会社	十和田市		十和田市大字三本木字稲吉二二一の一五二ほか一筆
成田 勝敏	上北郡七戸町		上北郡七戸町字放森三六の一七ほか一筆
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町		上北郡七戸町字天間館大沢八七の一ほか五筆
深沢 新吾	上北郡おいらせ町		上北郡おいらせ町向山東一丁目三三三七

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年十一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	町以上の市区町村を単位とする支部	届出年月日
自由民主党 青森県五所川原市第二支部	櫛引 ユキ	黒沼 剛	五所川原市大字飯詰字皆瀬一の二	○	令和 二〇二〇・二
立憲民主党 青森県総支部連合会	田名部 匡	奈良 祥孝	青森市安方二丁目五の一〇	○	二〇二〇・六

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
江渡あきのり平内町後援会	逢坂 勇吉	山崎 義仁	東津軽郡平内町大字浪打字深沢二九の五	令和 二〇二〇・一
江渡あきのり蓬田村後援会	柿崎 裕二	小鹿 重一	東津軽郡蓬田村大字長科字鶴喰四六の二	二〇二〇・一
寺地則行後援会	坂下 道子	寺地 恒子	八戸市大字田向字向平八の一	二〇二〇・五
石橋勝大後援会	石橋 勝大	鳥山 行夫	上北郡横浜町字館ノ後六四の一五	二〇二〇・三

青森県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和二年十一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名) (伊吹 信一)		異動事項	
公明党青森県本部		新	
会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	異年月日
中嶋 秀一	中村 益則	八戸市江陽四丁目六の一八	令和二年十一月九日
中村 益則	春日 洋子	三沢市細谷三丁目一〇の一三	
中村 益則	二〇二〇・二五	島山 敬一	

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
寺地則行後援会	佐藤 徹男	令和二年六月三日

正

誤

道路課

発行年月日	区分	番号	ページ	段	行				
令和二年十一月十三日	告示	第七九五号	二	上	表中				
<table border="1"> <tr> <td>東津軽郡今別町大字奥平部字元道添六九の一八から</td> <td>東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢二三の一三</td> </tr> <tr> <td>東津軽郡今別町大字奥平部字村元道添六九の一八から</td> <td>東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢二三の一三</td> </tr> </table>						東津軽郡今別町大字奥平部字元道添六九の一八から	東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢二三の一三	東津軽郡今別町大字奥平部字村元道添六九の一八から	東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢二三の一三
東津軽郡今別町大字奥平部字元道添六九の一八から	東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢二三の一三								
東津軽郡今別町大字奥平部字村元道添六九の一八から	東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢二三の一三								
誤			正						

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円